

4-2 社会的状況

4-2-1 人口及び産業

(1) 人口、世帯数及び人口動態

調査地域周辺における人口、世帯数及び人口密度を表 4-2-1 に示す。

平成 27 年国勢調査において、南区の人口は 136,935 人(世帯数:61,064 世帯)、緑区の人口は 241,822 人(世帯数:95,210 世帯)となっている。

平成 22 年からの 5 年間では、人口が南区では 3.1%減少、緑区では 5.3%増加している。

学区単位で整理を行った人口、世帯数及び人口密度を表 4-2-2 に示す。平成 27 年の人口密度は菊住学区が最も高く、平成 22 年からの 5 年間の人口増減率は鳴海学区が最も大きくなっている。

調査地域周辺における昼夜別人口を表 4-2-3 に示す。平成 27 年の昼夜間人口比率は南区が 100.3%、緑区が 78.8%となっており、平成 22 年と比べほぼ横ばいである。

調査地域周辺における年代別人口を図 4-2-1 に示す。南区は 65～69 歳、緑区は 40～44 歳が最も多くなっている。

表 4-2-1 人口、世帯数及び人口密度(平成 27 年度)

市区	平成27年				平成22年	人口増減率 (%)
	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)	人口 (人)	
南区	18.46	61,064	136,935	7,418	141,310	-3.1
緑区	37.91	95,210	241,822	6,379	229,592	5.3
名古屋市	326.45	1,058,497	2,295,638	7,032	2,263,894	1.4

注) 平成27年10月1日現在の値である。

出典:「国勢調査(分野別統計調査結果)」(名古屋市ウェブサイト)

表 4-2-2 学区別人口、世帯数及び人口密度(平成 27 年度)

学区		平成27年				平成22年	人口増減率 (%)
		面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)	人口 (人)	
南区	呼統	1.05	4,516	9,697	9,218	9,802	-1.1
	大磯	0.86	2,470	5,877	6,842	6,016	-2.3
	桜	0.70	2,846	6,544	9,335	6,600	-0.8
	菊住	0.75	3,828	8,785	11,792	8,390	4.7
	春日野	0.80	3,700	8,268	10,296	8,390	-1.5
	笠寺	1.87	5,341	11,960	6,403	12,233	-2.2
	星崎	1.99	2,499	6,081	3,051	5,834	4.2
緑区	鳴海	1.67	4,979	11,367	6,790	10,830	5.0
合計		9.70	30,179	68,579	7,074	68,095	0.7

注) 1. 平成27年10月1日現在の値である。

2. 学区単位の値は、調査地域外も含む。

3. 四捨五入により計算が合わないことがある。

出典:「国勢調査(分野別統計調査結果)」(名古屋市ウェブサイト)

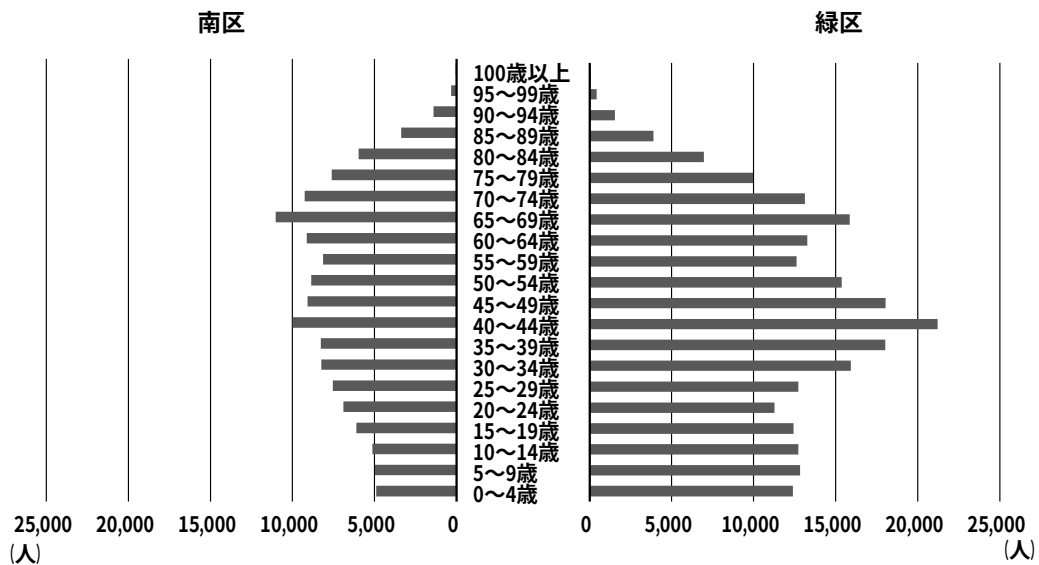
表 4-2-3 昼夜別人口 (平成 27 年度)

市区	平成27年			平成22年	昼夜間人口 比率の差
	常住人口 (人)	昼間人口 (人)	昼夜間人口比率 (%)	昼夜間人口比率 (%)	
南区	136,935	137,368	100.3	100.4	-0.1
緑区	241,822	190,564	78.8	80.0	-1.2
名古屋市	2,295,638	2,589,799	112.8	113.5	-0.7

注) 1. 平成27年10月1日現在の値である。

2. 昼夜間人口比率＝(昼間人口/常住人口)×100

出典:「平成27年国勢調査 名古屋の昼間人口(従業地・通学地集計結果)」(名古屋市ウェブサイト)



注) 平成27年10月1日現在の値である。

出典:「平成27年国勢調査 人口等基本集計結果」(名古屋市ウェブサイト)

図 4-2-1 年代別人口

(2) 産業

ア 産業別事業所数

調査地域周辺における産業大分類別の事業所数を表 4-2-4 に示す。

南区、緑区ともに、事業所数は卸売業、小売業の数が最も多く、次いで製造業の順になっている。

表 4-2-4 産業大分類別の事業所数 (平成 28 年度)

項目	単位:事業所		
	南区	緑区	名古屋市
農林漁業	2	9	50
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-
建設業	589	639	8,377
製造業	976	899	10,022
電気・ガス・熱供給・水道業	2	3	61
情報通信業	28	31	2,357
運輸業、郵便業	159	96	2,282
卸売業、小売業	1,477	1,677	31,543
金融業、保険業	61	110	2,204
不動産業、物品賃貸業	244	359	7,867
学術研究、専門・技術サービス業	187	252	6,992
宿泊業、飲食サービス業	783	776	17,564
生活関連サービス業、娯楽業	539	637	9,505
教育、学習支援業	172	342	4,066
医療、福祉	480	697	8,960
複合サービス事業	26	22	369
サービス業(他に分類されないもの)	318	289	7,291
総数	6,043	6,838	119,510

注) 1. 平成28年6月1日現在の値である。

2. 「-」は存在しないことを示す。

3. 民営事業所の統計である。

出典:「平成28年 経済センサス ー活動調査(確報) 結果の概要」(名古屋市ウェブサイト)

イ 産業別従業者数

調査地域周辺における産業大分類別の従業者数を表 4-2-5 に示す。

南区は製造業の数が最も多く、次いで卸売業、小売業、緑区は卸売業、小売業の数が最も多く、次いで製造業の順になっている。

表 4-2-5 産業大分類別の従業者数 (平成 28 年度)

単位:人

項目	南区	緑区	名古屋市
農林漁業	5	68	385
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-
建設業	4,864	4,913	90,349
製造業	13,785	10,994	138,300
電気・ガス・熱供給・水道業	45	267	7,584
情報通信業	139	269	61,778
運輸業、郵便業	4,424	2,269	71,719
卸売業、小売業	12,684	17,165	330,748
金融業、保険業	663	999	44,780
不動産業、物品賃貸業	1,612	1,342	42,133
学術研究、専門・技術サービス業	1,990	1,478	59,946
宿泊業、飲食サービス業	5,249	7,618	150,765
生活関連サービス業、娯楽業	2,279	3,566	59,510
教育、学習支援業	1,726	1,905	53,720
医療、福祉	10,048	10,709	140,467
複合サービス事業	424	203	5,914
サービス業(他に分類されないもの)	3,479	3,031	159,055
総数	63,416	66,796	1,417,153

注) 1. 平成28年6月1日現在の値である。

2. 「-」は存在しないことを示す。

3. 民営事業所の統計である。

出典:「平成28年 経済センサス ー活動調査(確報) 結果の概要」(名古屋市ウェブサイト)

4-2-2 土地利用

(1) 土地利用の状況

ア 土地利用

調査地域周辺における民有地の地目別土地利用面積の状況を表 4-2-6 に示す。

地目別にみると、南区、緑区ともに宅地が最も多くなっている。

また、調査地域周辺における建物の利用状況を図 4-2-2、4 階建て以上の建物の分布状況を図 4-2-3 に示す。調査地域は住居施設用地が多くみられる。

表 4-2-6 地目別土地利用面積 (平成 30 年)

単位:a

市区	総数	田	畑	宅地	池沼	山林・原野	鉄道軌道用地	雑種地
南区	114,289 (100.0%)	－ (－)	1,007 (0.9%)	98,452 (86.1%)	239 (0.2%)	10 (0.0%)	3,646 (3.2%)	10,935 (9.6%)
緑区	231,535 (100.0%)	416 (0.2%)	12,656 (5.5%)	179,150 (77.4%)	31 (0.0%)	5,617 (2.4%)	2,435 (1.1%)	30,870 (13.3%)
名古屋市	1,840,094 (100.0%)	61,842 (3.4%)	57,891 (3.1%)	1,506,354 (81.9%)	572 (0.0%)	27,141 (1.5%)	28,264 (1.5%)	158,030 (8.6%)

注) 1. 平成30年1月1日現在の値である。

2. 固定資産課税台帳によって集計したものであり、免税点以下の土地を含み、公衆用道路、保安林、学校用地等課税対象外の土地は含まない。

3. 四捨五入により合計が合わない場合がある。

出典:「平成30年版名古屋市統計年鑑」(名古屋市ウェブサイト)



図 4-2-2 建物の利用状況

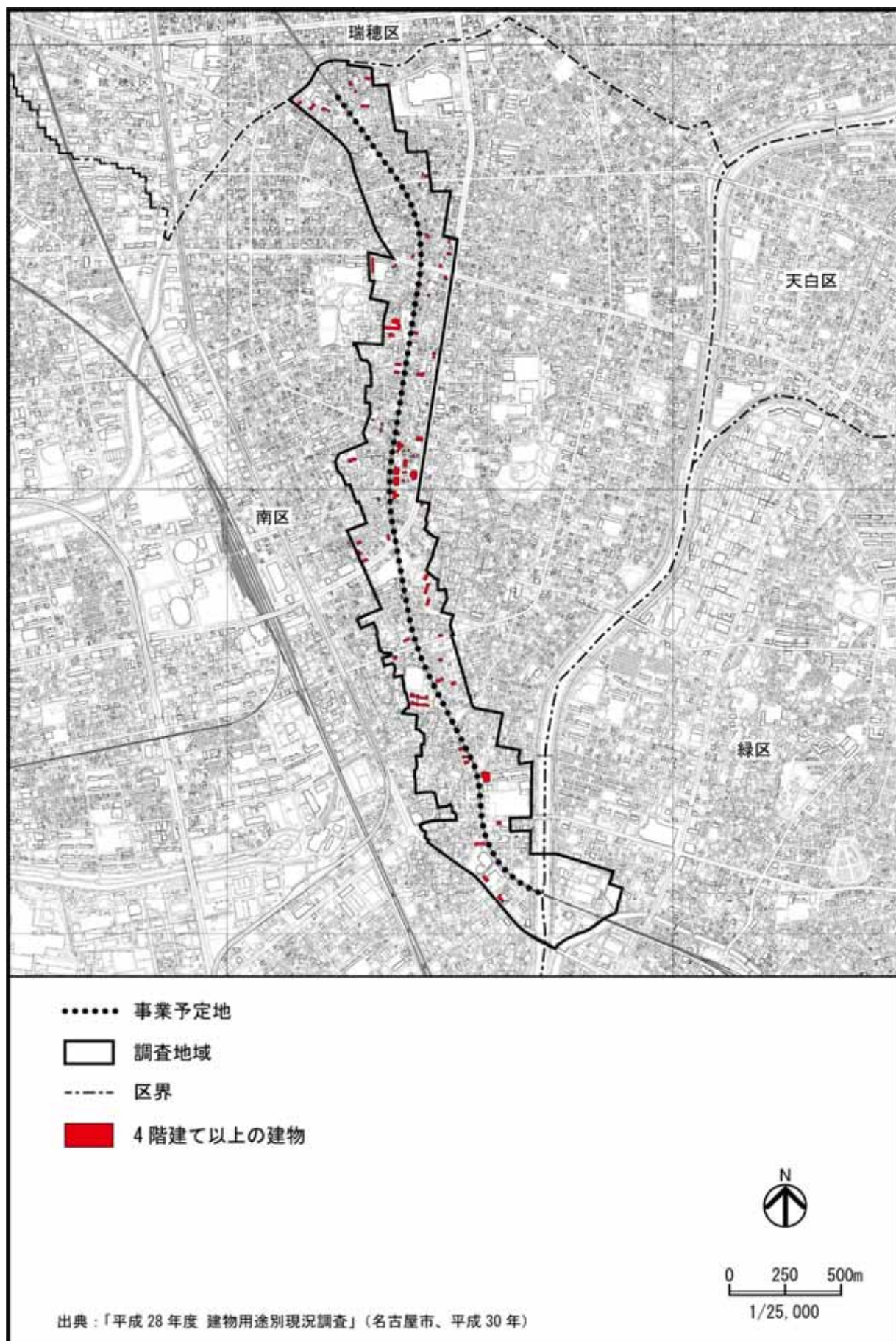


図 4-2-3 4階建て以上の建物の分布状況

イ 都市計画区域

調査地域周辺における用途地域の指定状況を図 4-2-4 に示す。調査地域は、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域等が分布している。

また、高度地区の指定状況を図 4-2-5 に示す。事業予定地には 15m 高度地区等が含まれている。

ウ 周辺地域における開発の動向

調査地域には大規模な開発事業は予定されていない。

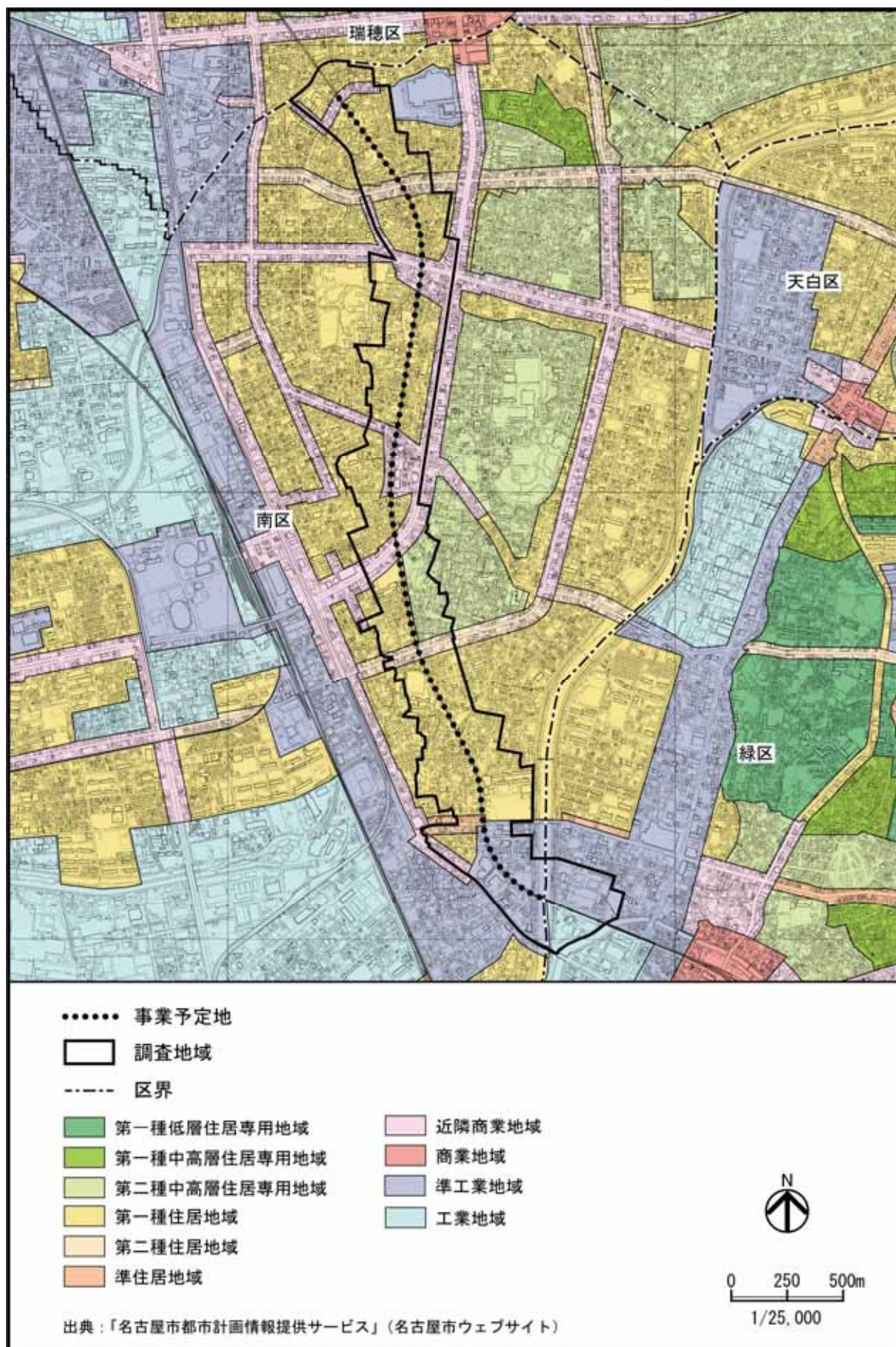


図 4-2-4 用途地域の指定状況

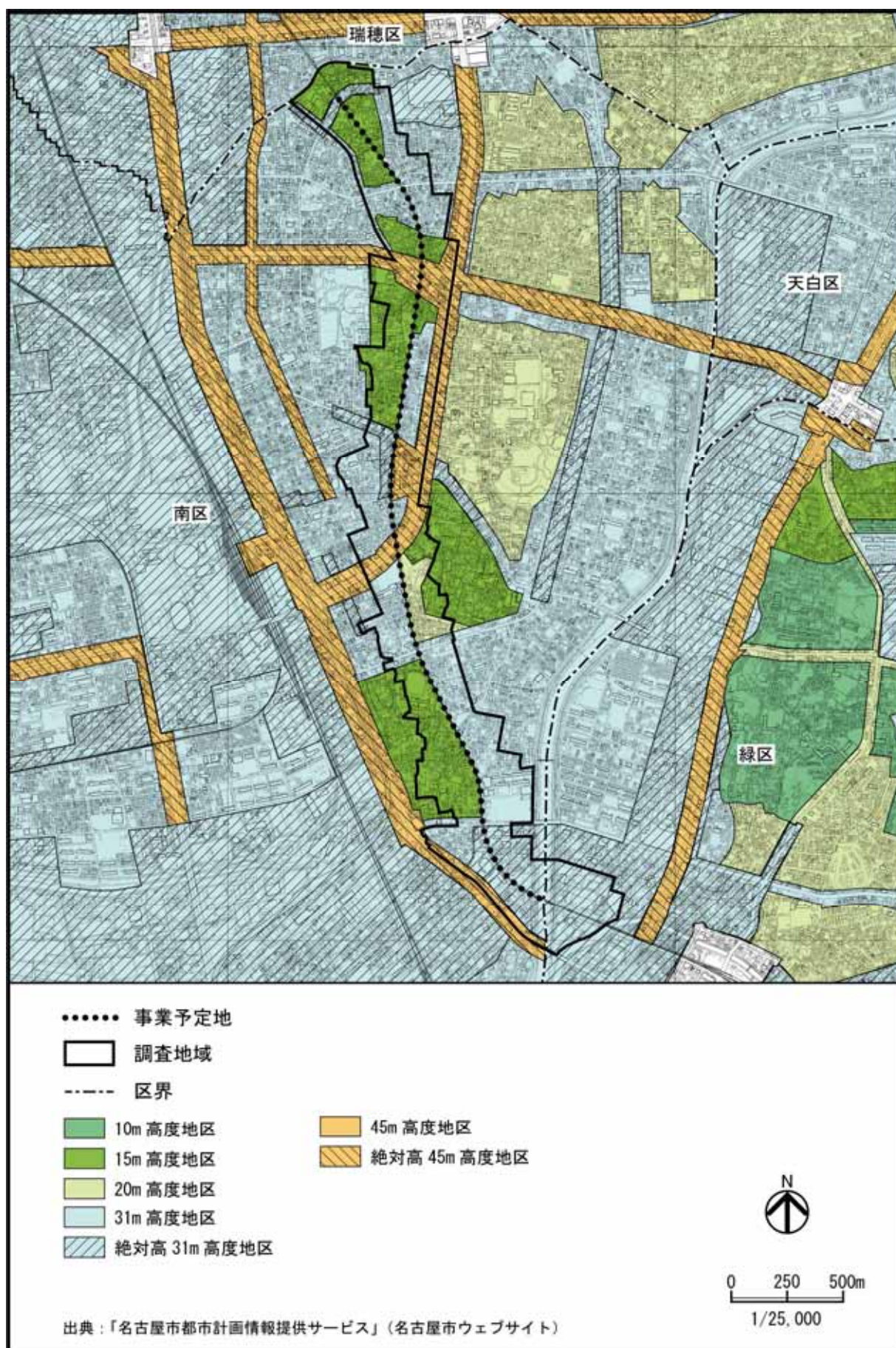


図 4-2-5 高度地区の指定状況

4-2-3 水域利用

(1) 河川の利用の状況

調査地域を流れる河川は、天白川水系天白川である。天白川は河川延長約 21.5km、流域面積約 118.8km² の二級河川で、調査地域周辺では高水敷に公園やサイクリングロードが整備されている。天白川水系には、農業用の許可水利権が 6 件、慣行水利権が 18 件、工業用の許可水利権が 1 件あるが、昭和 36 年の愛知用水の通水により現在では農業、水道及び工業用水ともその大部分を木曽川水系等からの取水に依存している。なお、天白川に漁業権は設定されていない。

出典:「二級河川天白川水系 河川整備基本方針」(愛知県、平成 20 年)
「環境アセスメントデータベース(内水面漁業権)」(環境省ウェブサイト)

(2) 地下水の利用の状況

調査地域は「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)による指定地域に指定されていないが、名古屋市環境保全条例による揚水規制区域に指定されており、地下水の採取が規制されている。

出典:「地下水採取規制の届出及び規制の手引き」(名古屋市、平成 30 年)

4-2-4 交通

(1) 交通網（道路網、公共交通機関網）

調査地域周辺における主要な道路及び鉄道等の状況を図 4-2-6 に、バス路線図を図 4-2-7 に示す。

調査地域は、本事業の対象路線である名鉄名古屋本線が縦断し、主要県道諸輪名古屋線、主要市道名古屋環状線等が横断している。

また、調査地域周辺において名古屋市バス及び名鉄バスが運行している。

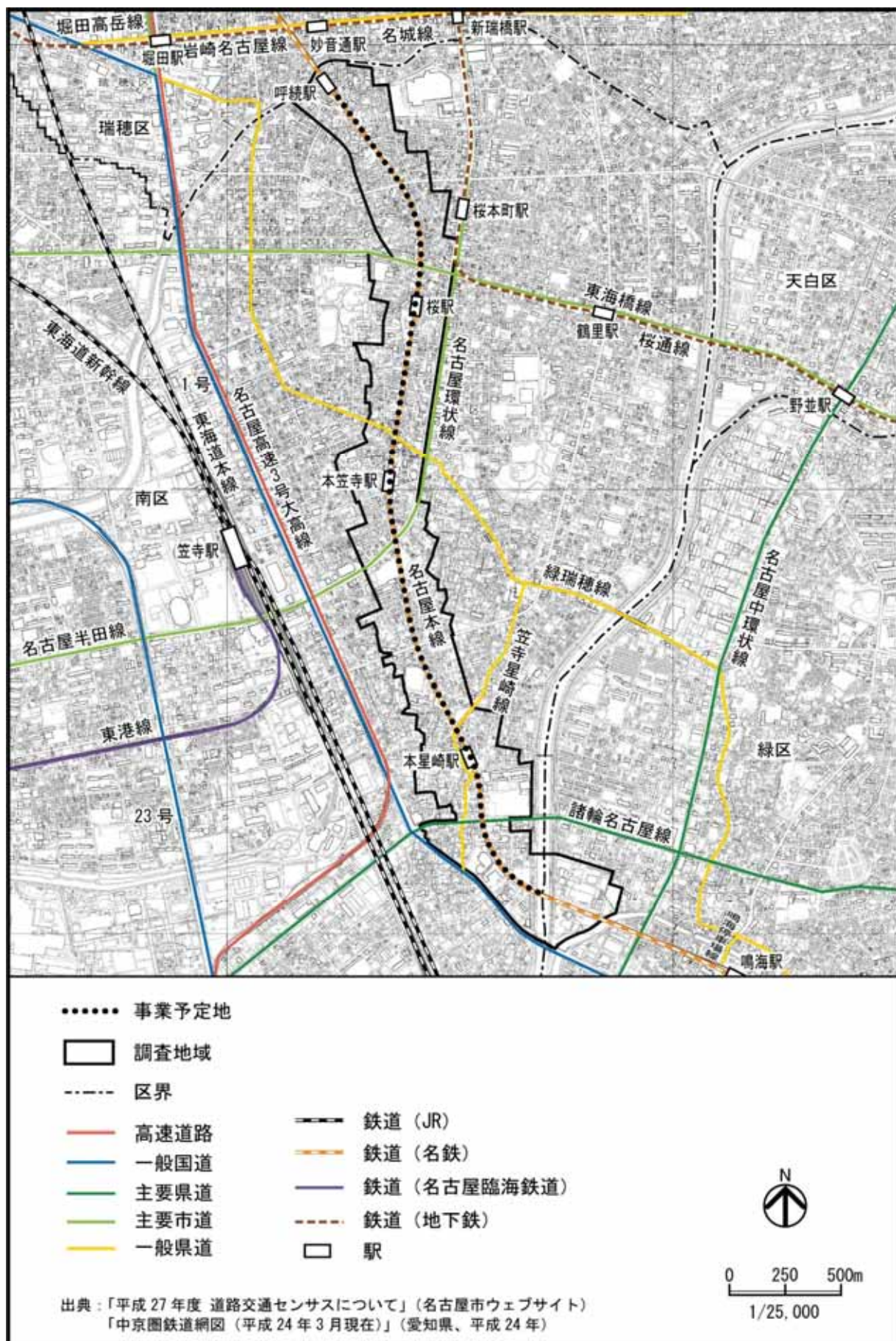


図 4-2-6 交通網の状況

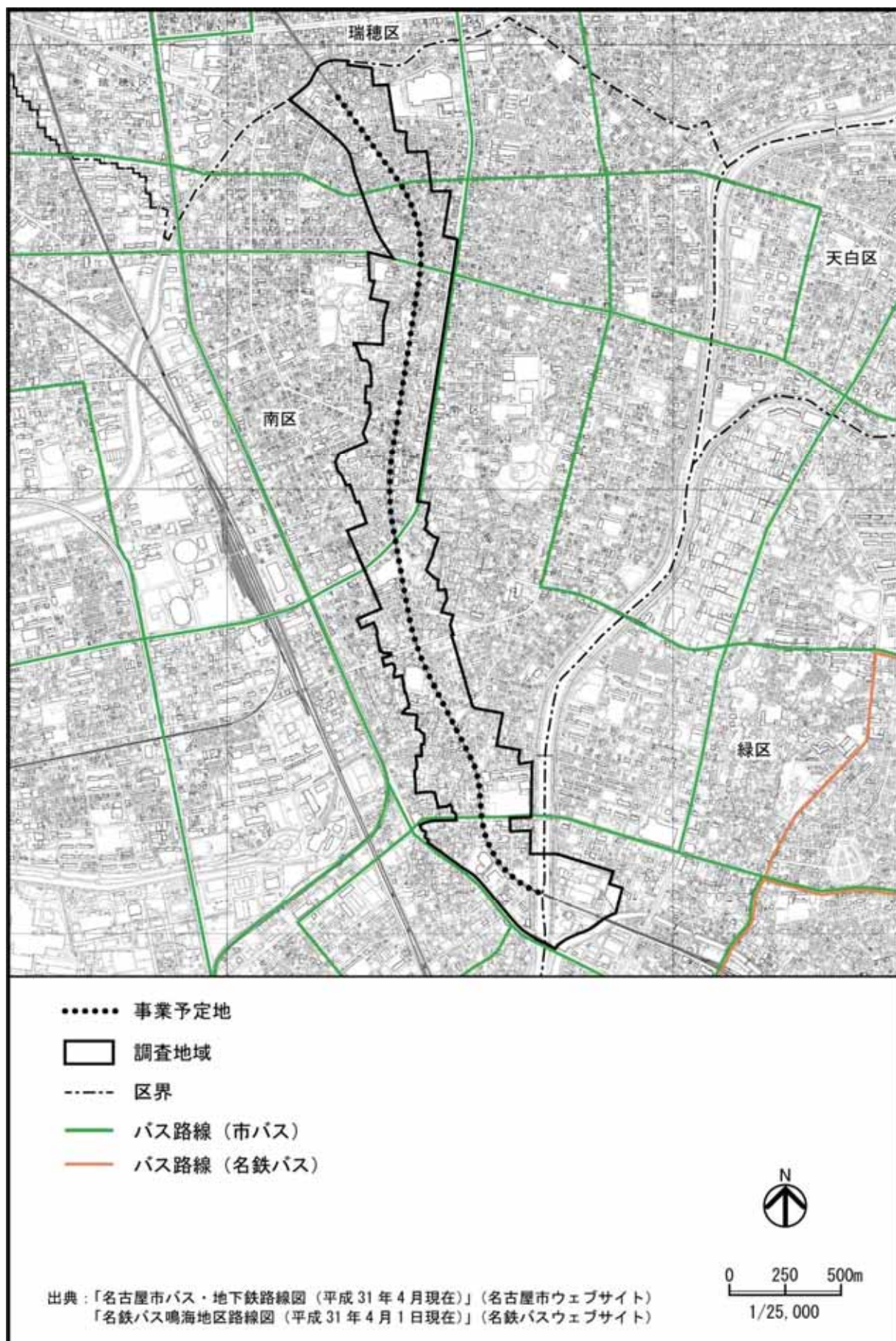


図 4-2-7 バス路線図

(2) 道路交通状況

調査地域周辺における道路交通センサス調査の調査結果を表 4-2-7 に、調査地点を図 4-2-8 に示す。

平成 27 年度調査における調査結果をみると、調査地域を横断する県道諸輪名古屋線 (No.10) で 24 時間交通量が 17,756 台、昼間 12 時間交通量が 12,683 台、昼間 12 時間大型車混入率が 8.5%、市道名古屋環状線 (No.16) で 24 時間交通量が 27,925 台、昼間 12 時間交通量が 20,685 台、昼間 12 時間大型車混入率が 13.5%、市道東海橋線 (No.19) で昼間 12 時間交通量が 14,326 台、昼間 12 時間大型車混入率が 8.1%となっている。

また、歩行者等交通量調査結果は、調査地域を横断する市道東海橋線 (No.19) で歩行者類 368 人/12h、自転車類 661 台/12h、動力付二輪車類 333 台/12h、市道弦月宝生線線 (No.29) で歩行者類 575 人/12h、自転車類 584 台/12h、動力付二輪車類 185 台/12h となっている。

表 4-2-7 (1) 調査地域周辺における交通量の状況 (平成 27 年度)

No.	路線名	観測地点	自動車 (台)		大型車 混入率 (%)	歩行者類 (人)	自転車類 (台)	動力付 二輪車類 (台)
			昼間 12 時間	24 時間	昼間 12 時間	12 時間	12 時間	12 時間
1	名古屋高速 3 号大高線	昭和区東郊通九丁目	62,314	78,564	12.9	—	—	—
2		南区大高町西森前	48,686	61,436	12.9	—	—	—
3	一般国道 1 号	緑区中汐田	21,665	29,681	10.3	—	—	—
4		南区星崎一丁目	23,183	32,224	11.9	—	—	—
5		南区本地通二丁目	32,504	45,180	11.1	—	—	—
6		南区前浜通二丁目	30,593	42,218	12.4	—	—	—
7		熱田区伝馬町	30,013	40,518	9.5	—	—	—
8	一般国道 23 号	南区丹後通二丁目	56,234	84,351	32.0	—	—	—
9	主要県道諸輪名古屋線	緑区潮見が丘二丁目	14,904	20,567	7.4	411	848	0
10		南区本星崎町字大道	12,683	17,756	8.5	—	—	—
11		南区星崎一丁目	15,357	22,268	14.7	—	—	—
12	主要県道名古屋中環状線	緑区鳴海町字中汐田	23,839	31,706	12.6	0	0	0
13		天白区野並三丁目	20,394	28,551	8.4	3,660	3,183	0
14		天白区島田一丁目	18,994	26,022	10.9	2,338	2,420	0
15	主要県道名古屋半田線	南区宝生町二丁目	17,831	24,072	18.3	0	0	0
16	主要市道名古屋環状線	南区前浜通四丁目	20,685	27,925	13.5	0	0	0
17		南区駈上二丁目	26,411	—	9.5	1,054	1,891	469
18	主要市道東海橋線	南区氷室町	19,716	—	11.3	281	612	443
19		南区薬師通二丁目	14,326	—	8.1	368	661	333
20		天白区野並二丁目	22,283	31,196	8.9	3,487	2,946	0
21		天白区野並三丁目	19,532	26,954	6.3	3,570	3,111	0
22	主要市道堀田高岳線	瑞穂区堀田通九丁目	31,747	—	12.8	4,990	1,800	727

表 4-2-7(2) 調査地域周辺における交通量の状況 (平成 27 年度)

No.	路線名	観測地点	自動車 (台)		大型車 混入率 (%)	歩行者類 (人)	自転車類 (台)	動力付 二輪車類 (台)
			昼間 12 時間	24 時間	昼間 12 時間	12 時間	12 時間	12 時間
23	一般県道緑瑞穂線	南区大磯通二丁目	6,620	—	6.8	355	473	139
24		南区赤坪町	12,489	16,860	8.8	1,291	2,153	0
25		緑区四本木	2,912	—	4.6	181	298	235
26	一般県道笠寺星崎線	※	5,333	—	3.7	—	—	—
27	一般県道岩崎名古屋線	瑞穂区妙音通 4 丁目	19,686	—	8.0	828	1,766	484
28	一般県道鳴海停車場線	※	7,003	—	8.0	—	—	—
29	一般市道弦月宝生線	南区赤坪町	8,631	—	8.1	575	584	185
30		南区弥次工町	7,348	—	14.4	153	533	164
31	一般市道豊田新屋敷線	南区大堀町	12,097	—	6.6	171	471	242
32	一般市道笠寺緑線	緑区万場山一丁目	10,046	—	5.7	377	391	180
33	一般市道鳴尾町線	南区三吉町	2,505	—	16.0	272	162	33

注) 1. 番号は、図 4-2-8に対応する。

2. 斜字は推定値、「※」は出典に記載がないこと、「—」は調査を行っていないことを示す。

出典:「平成27年度 名古屋市一般交通量概況」(名古屋市ウェブサイト)

(3) 公共交通機関の利用状況

調査地域周辺における主な駅の利用状況を表 4-2-8 に示す。

駅の利用者数は、名鉄名古屋本線においては本笠寺駅が最も多くなっている。

表 4-2-8 調査地域周辺の主な駅の利用状況 (平成 29 年度)

路線名	駅名	総数(人)
名鉄名古屋本線	呼続駅	424,447
	桜駅	695,565
	本笠寺駅	853,342
	本星崎駅	821,375
地下鉄名城線	妙音通駅	739,369
地下鉄桜通線	桜本町駅	1,503,153
JR東海道本線	笠寺駅	2,857,808

出典:「平成30年版名古屋統計年鑑」(名古屋市ウェブサイト)



図 4-2-8 交通量調査地点

4-2-5 地域社会等

(1) 学校、病院の配置

調査地域における学校、病院その他環境の保全において配慮が必要な施設の分布の状況を図 4-2-9 に示す。調査地域において、保育園が 2 箇所、幼稚園が 3 箇所、小学校が 2 箇所、中学校が 1 箇所、高等学校が 1 箇所、老人福祉施設が 3 箇所、児童福祉施設が 1 箇所、診療所が 11 箇所立地している。

出典：「保育所等」（名古屋市ウェブサイト）
「学校一覧」（愛知県ウェブサイト）
「愛知県内の私立学校」（愛知県ウェブサイト）
「病院名簿（平成 30 年 10 月 1 日現在）」（愛知県ウェブサイト）
「高齢者向け施設のご案内」（愛知県ウェブサイト）
「名古屋市内の有料老人ホーム一覧」（名古屋市ウェブサイト）
「暮らしの情報（施設案内）」（名古屋市ウェブサイト）
「愛知県オープンデータカタログ(まなぶ、あそぶ)、(暮らし、安全)」(愛知県ウェブサイト)

(2) 文化財の分布

ア 有形文化財

調査地域においては、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)に基づく国登録有形文化財の七所神社本殿が存在する。(図 4-2-10 参照)

なお、「文化財保護法」、「愛知県文化財保護条例」(昭和 30 年愛知県条例第 24 号)及び「名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例」(昭和 47 年名古屋市条例第 4 号)に基づく指定文化財は存在しない。

出典：「指定文化財等目録一覧」(名古屋市ウェブサイト)
「国指定文化財等データベース」(文化庁ウェブサイト)

イ 埋蔵文化財

調査地域における周知の埋蔵文化財包蔵地の状況を表 4-2-9 及び図 4-2-10 に示す。調査地域には、16 箇所の周知の埋蔵文化財包蔵地が存在する。

表 4-2-9 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

包蔵地名	種別	時代	備考
山崎城跡	城館跡	中世	東北側に懸崖を残す、近來土木工事により北半分は削平され消滅。
山崎町3丁目遺跡	遺物散布地	古墳・奈良・平安・中世	一部畑地を残し、住宅地となる、残存。 遺物：土師器・須恵器・土錘・宋・明銭
呼続遺跡	集落跡、貝塚	弥生・古墳・奈良・平安・中世	貝塚は校舎、宅地下となり湮滅。 遺構：住居跡・溝状遺構 遺物：弥生土器・土師器・須恵器・灰釉陶器・山茶碗
桜本町1丁目遺跡	遺物散布地	弥生・古墳	宅地となり湮滅。 遺構：溝状遺構 遺物：弥生土器・土師器・板状木製品・石斧
町屋古墳	古墳	古墳	円墳、墳土、石室共原形全くなし、自然石(9ヶ)を残す、滅失。 遺物：須恵器(壺)・金環・管玉・直刀、鉄鏃
桜神明社古墳	古墳	古墳	円墳、墳丘上に神明社を祀る、残存。 遺構：濠 遺物：須恵器(蓋坏)・埴輪
曾池遺跡	貝塚、遺物散布地	縄文・弥生・古墳・奈良・平安・中世	曾池貝塚を改名し、富部神社遺跡を合わせて本遺跡とした、野球場となり壊滅。 遺構：井戸遺構・住居跡 遺物：縄文土器・弥生土器・土師器・須恵器・灰釉陶器・山茶碗・石斧・石製紡錘車、石製模造品、木器(舟、下駄、椀、弓等)、宋銭
戸部一色城跡	城館跡	中世	滅失。
戸部城跡	城館跡	中世	「地名等」戸部松本、「立地」平城
松城町遺跡	遺物散布地	平安	溝(?)、道路沿いに黒色土一部残存。
大門遺跡	遺物散布地	弥生・中世	濠(?)、断面崖面に露呈。 遺物：弥生土器・山茶碗
寺部城跡	城館跡	中世	滅失。
廻間遺跡	遺物散布地	平安・中世	自動車車庫の下に包含層残る。 遺物：灰釉陶器
星崎城跡	城館跡	中世	主要部は笠寺小学校校地、北側に堀跡を残す。 遺構：濠状遺構
本城町遺跡	遺物散布地	縄文・弥生・古墳・近世	削平され住宅地となり湮滅。 遺構：濠状遺構・土壙群 遺物：縄文土器・弥生土器・土師器・須恵器・近世陶器・山茶碗
宮西遺跡	遺物散布地	中世	遺物：山茶碗

出典：「マップあいち 愛知県文化財マップ(埋蔵文化財・記念物)」(愛知県ウェブサイト)

(3) コミュニティ施設の状況

調査地域周辺におけるコミュニティセンターの状況を図 4-2-11 に示す。調査地域には笠寺コミュニティセンターが存在している。

出典：「コミュニティセンターなど」(名古屋市ウェブサイト)

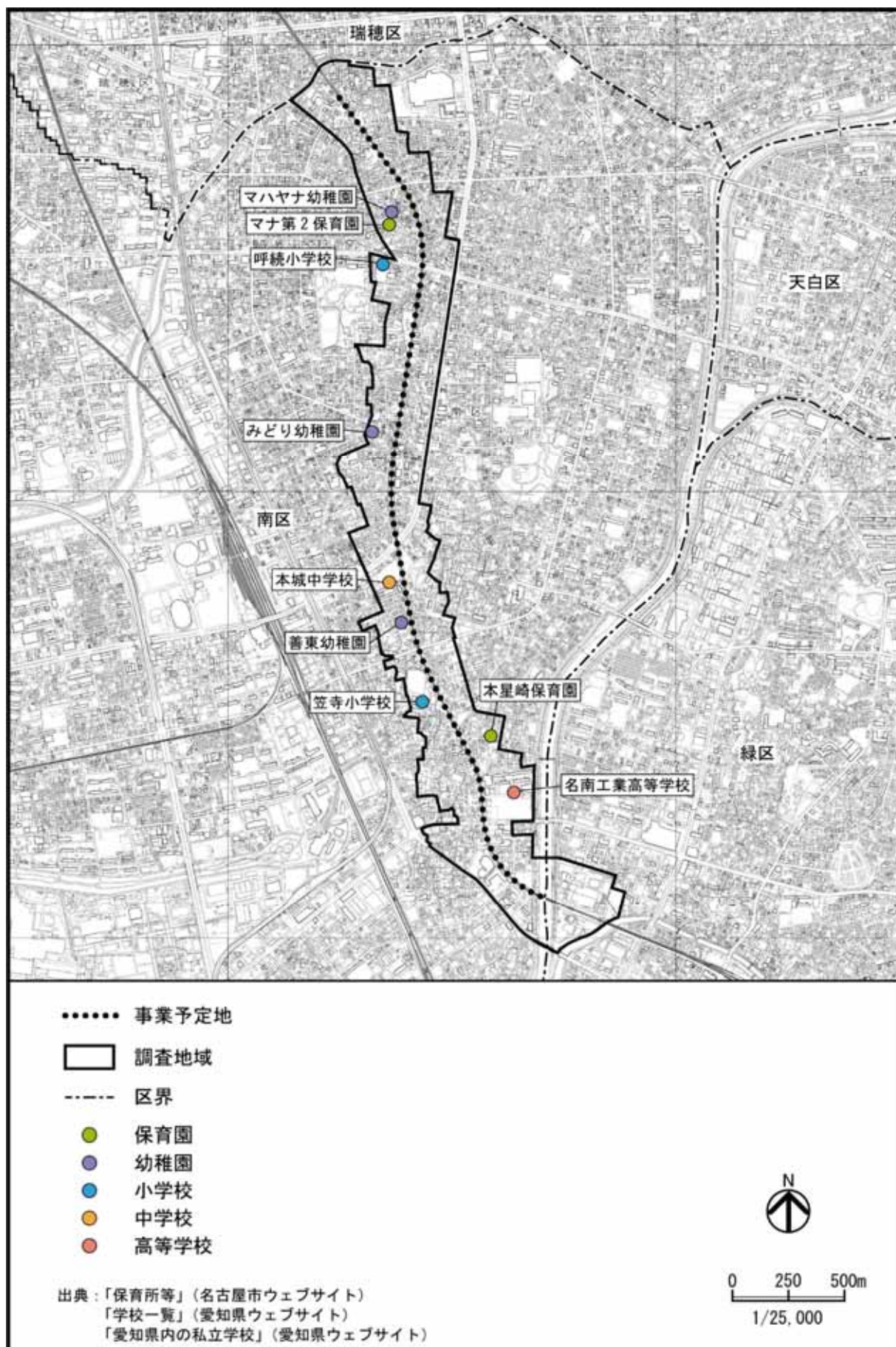


図 4-2-9 (1) 学校、病院等の環境の保全において配慮が必要な施設の分布の状況

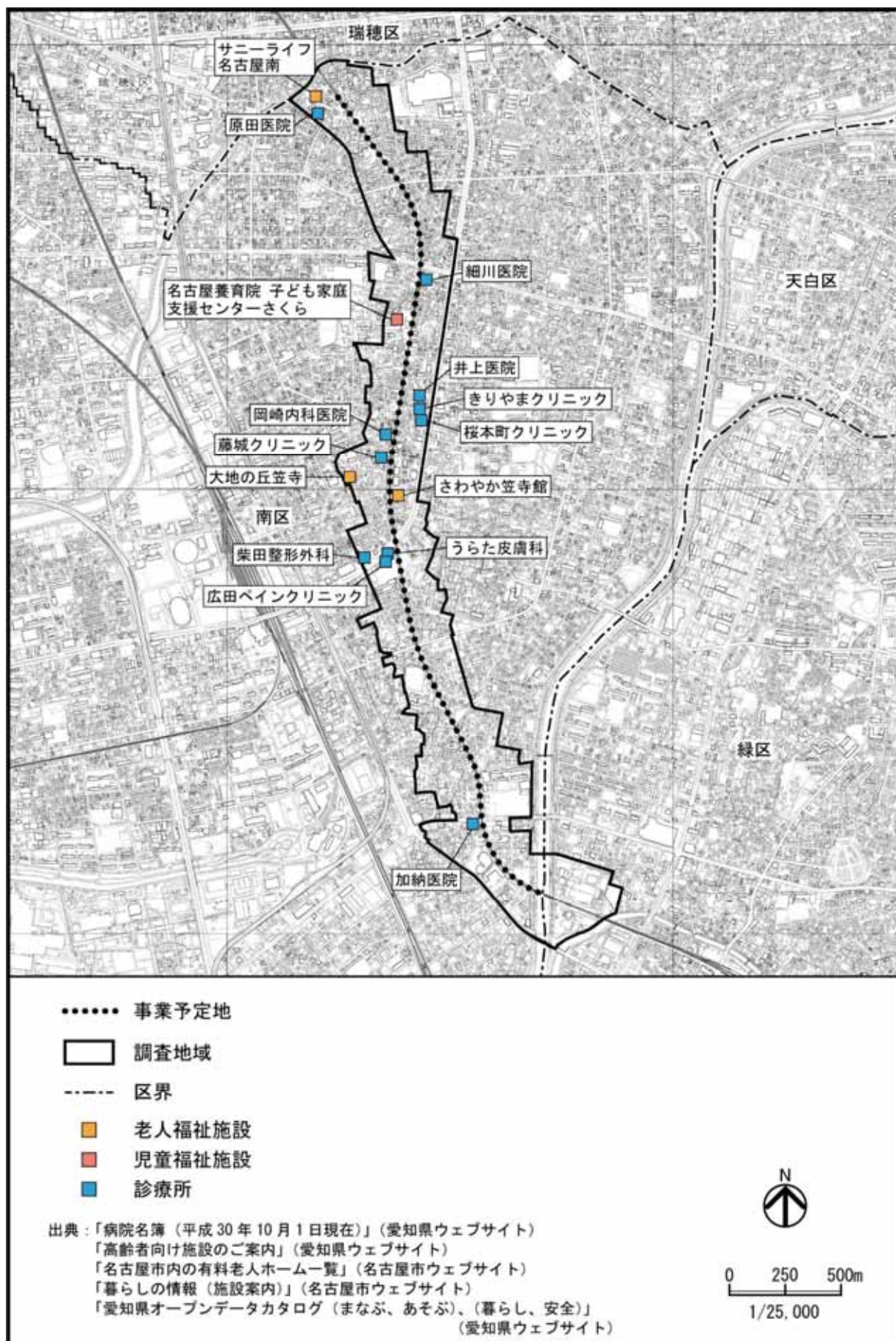


図 4-2-9 (2) 学校、病院等の環境の保全において配慮が必要な施設の分布の状況

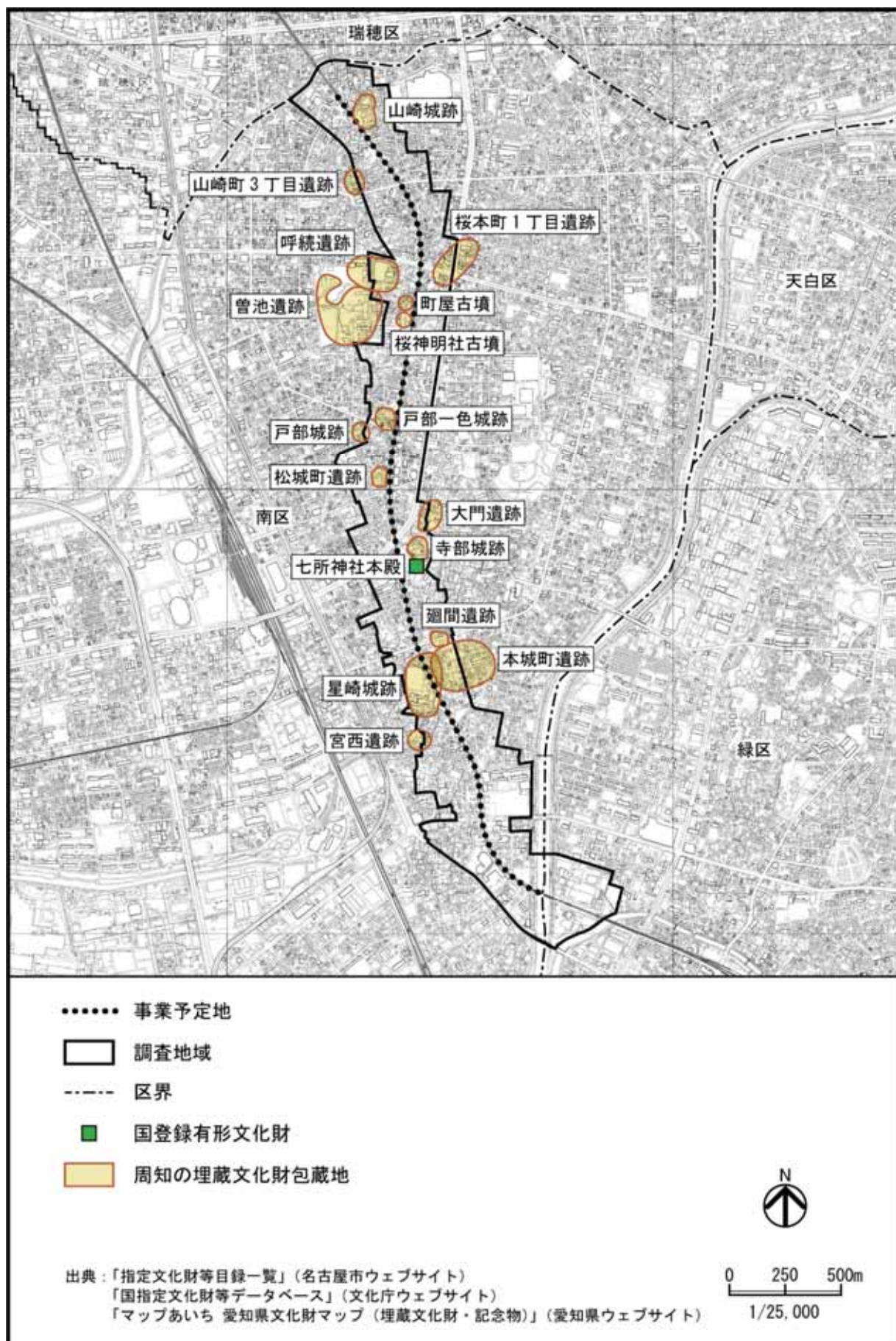


図 4-2-10 有形文化財及び周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

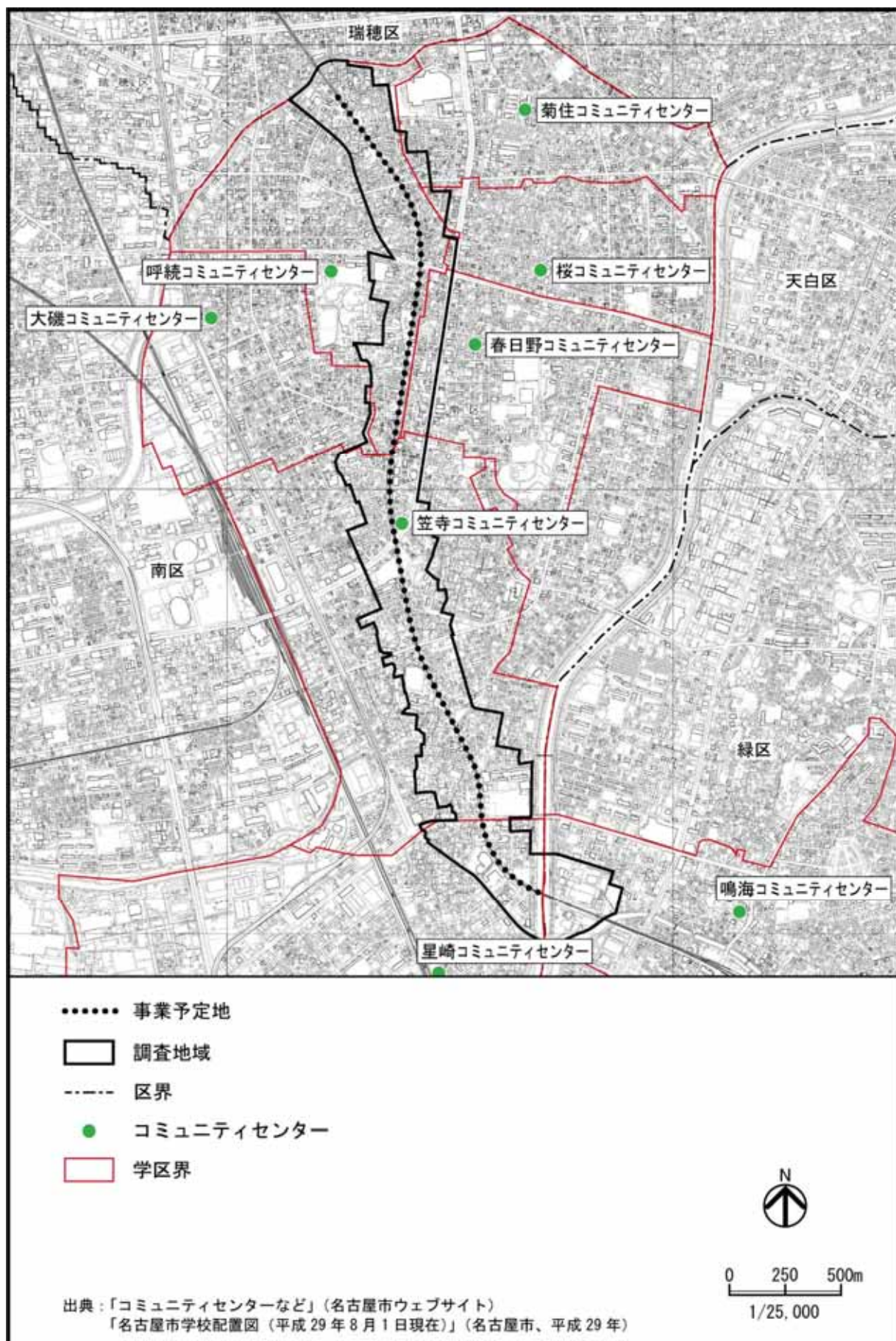


図 4-2-11 コミュニティセンターの状況

(4) 交通安全の状況

平成 30 年における名古屋市内の交通事故死者数は 55 人となっており、前年からは 16 人増加している。また、調査地域が位置する南区及び緑区の交通事故死亡者数はともに 5 人となっており、前年から南区で 5 人、緑区で 2 人増加している。

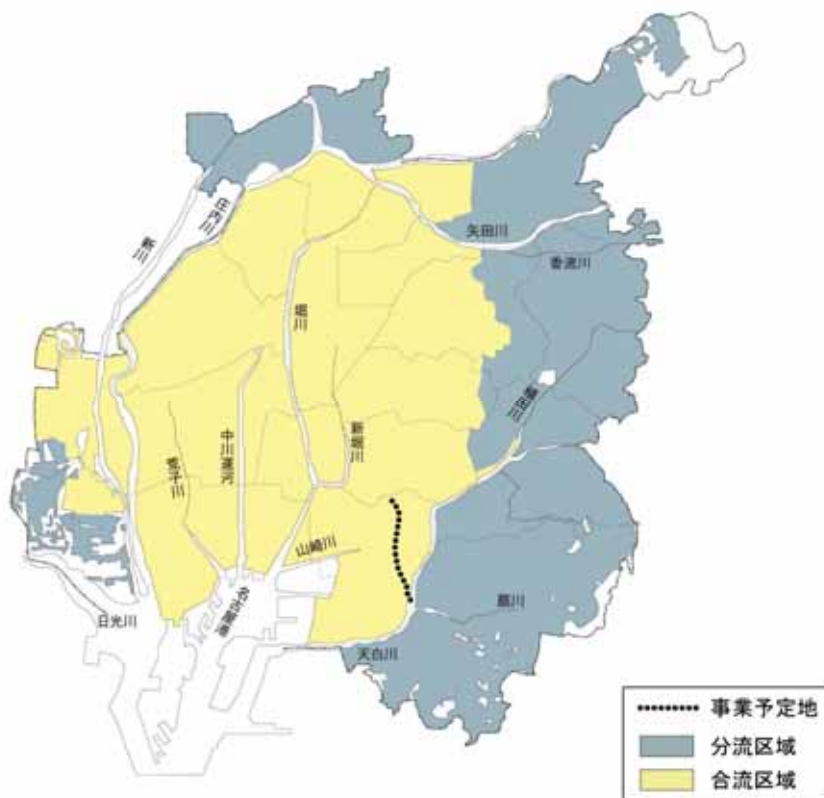
出典:「市内の交通事故発生状況(平成30年中)」(名古屋市ウェブサイト)

(5) 上下水道の整備状況

名古屋市における上水道(水道)普及率は、平成 29 年度末において 100.0%、下水道普及率は 99.8%となっている。

また、名古屋市の下水道整備状況は図 4-2-12 に示すとおりであり、事業予定地は合流区域となっている。

出典:「平成30年版名古屋市統計年鑑」(名古屋市ウェブサイト)



注) 平成 29 年度末現在

出典:「令和元年度 なごやの水道・下水道」(名古屋市上下水道局ウェブサイト)

図 4-2-12 下水道の整備状況

(6) 廃棄物の発生状況

名古屋市、南区及び緑区における平成 29 年度のごみ及び資源収集量を表 4-2-10 に示す。平成 29 年度のごみ収集量は南区が 24,547t、緑区が 42,026t となっている。また、資源収集量は南区、緑区ともにプラスチック製容器包装が最も多くなっている。

表 4-2-10 ごみ及び資源収集量 (平成 29 年度)

単位:t

項目		名古屋市	南区	緑区
ごみ収集量		408,767	24,547	42,026
	可燃ごみ	381,768	22,956	39,691
	不燃ごみ	17,938	1,106	1,637
	粗大ごみ	7,489	376	672
	蛍光管・水銀体温計等	61	—	—
	環境美化収集	1,511	108	27
資源収集量		61,776	3,719	6,341
	空きびん	14,524	843	1,432
	空き缶	2,954	188	277
	プラスチック製容器包装	25,994	1,699	2,935
	紙製容器包装	9,343	565	1,058
	ペットボトル	8,742	423	638
	紙パック	39	—	—
	小型家電	122	—	—
	食用油	58	—	—

注) 蛍光管・水銀体温計等、ペットボトル、紙パック、小型家電、食用油は、拠点回収分を含む。

出典:「事業概要(平成 30 年度資料編)」(名古屋市環境局、平成 30 年)

4-2-6 関係法令の指定・規制等

(1) 公害関係法令

ア 大気汚染

(ア) 環境基準(資料 1(p.173～174) 参照)

「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号)に基づき大気汚染に係る環境基準及び有害大気汚染物質に係る指針値が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」(平成 8 年名古屋市条例第 6 号)に基づき、大気汚染に係る環境目標値が定められている。

(イ) 規制基準等

「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号)及び「愛知県生活環境保全条例」に基づき、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出許容限度を定めた排出基準、粉じん等を発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、一定規模以上の工場・事業場に硫黄酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、一定規模以上の工場・事業場を対象に、窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。

「大気汚染防止法」に基づき建築物等の解体・改修工事を行う場合には、特定建築材料(吹付け石綿等)の有無についての事前調査の実施及び調査結果の説明・掲示をしなければならない。また、特定建築材料が確認された場合には作業基準が適用される。

自動車からの排出ガスについては、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成 4 年法律第 70 号)に基づき、窒素酸化物及び粒子状物質の排出規制が行われている。なお、名古屋市は全域が同法の適用地域となっている。

イ 騒音

(ア) 環境基準(資料 2(p.175) 参照)

「環境基本法」に基づき騒音に係る環境基準が定められている。

(イ) 規制基準(資料 3(p.176～178) 参照)

「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。

また、「騒音規制法」に基づき自動車騒音の限度が定められている。

ウ 振動(資料 4(p.179～180) 参照)

「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。

また、「振動規制法」に基づき道路交通振動の限度が定められている。

エ 悪 臭(資料 5(p.181～182) 参照)

「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)に基づき、悪臭物質についての規制基準の設定及び規制地域の指定がなされている。名古屋市では、法に基づき、市の全域を規制地域に指定するとともに、敷地境界線上においてアンモニア、メチルメルカプタン等の 22 物質の濃度規制基準を定めている。さらに、アンモニアを始めとする 13 物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンを始め 4 物質については排出水の敷地外における規制を行っている。

また、「名古屋市環境保全条例」の「悪臭対策指導指針」において指導基準値(臭気指数)を設定しており、複合した臭気に対しての規制を行っている。

オ 水質及び底質

(7) 環境基準等(資料 6(p.183～187) 参照)

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている。なお、事業予定地周辺の河川の類型区分は(i)表では山崎川が D 類型、天白川が C 類型、(ii)表では両河川ともに生物 B に該当する。

また、「名古屋市環境基本条例」第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、水質汚濁に係る環境目標値が定められている。なお、事業予定地周辺の河川の地域区分は、山崎川が河川☆☆☆及び河川☆、天白川が河川☆☆、扇川が河川☆☆☆である。

(1) 規制基準等(資料 7(p.188～190) 参照)

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)に基づく「排水基準を定める省令」(昭和 46 年総理府令第 35 号)により、水質汚濁に係る排水基準が定められているほか、名古屋港に流入する河川等の公共用水域では、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」(昭和 47 年愛知県条例第 4 号)により、業種別に上乗せ排水基準が定められている。

さらに、伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場(指定地域内事業場)から排出される化学的酸素要求量(COD)、窒素及び磷について、総量規制基準が定められている。

また、水銀及び PCB を含む底質には、「底質の暫定除去基準について」(環水管第 119 号昭和 50 年環境庁水質保全局長通達)により、暫定除去基準が定められている。

なお、本事業により設置される施設は、「水質汚濁防止法」に定める特定施設に該当しない。

カ 地 盤

調査地域は、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)による揚水規制の地域には含まれないが、「名古屋市環境保全条例」に基づき、名古屋市全域を地下水の採取を規制する必要がある「揚水規制区域」に指定しており、ポンプ等の吐出口断面積が 6cm^2 を超える揚水設備を設置しようとする場合には、名古屋市長の許可を受けなければならない、断面積が 6cm^2 以下の井戸設備を設置しようとする場合には、事前に名古屋市長に届出をしなければならない。

また、地下水のゆう出を伴う掘削工事において、ゆう出水を汲み上げるポンプ等の吐出口断面積が 78cm^2 を超えるときは、工事の開始日の 7 日前までに名古屋市長に届出をしなければならない。

キ 土壌及び地下水

(7) 環境基準(資料 8(p.191～192) 参照)

「環境基本法」に基づき、土壌及び地下水の汚染に係る環境基準が定められている。

(1) 規制基準等(資料 9(p.193～194) 参照)

「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)に基づき、特定有害物質による汚染の可能性がある場合、都道府県知事は当該土地の所有者に土壌汚染状況調査を命じ、汚染が認められた場合には、その区域を要措置区域等として指定することが定められている。

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和 45 年法律第 139 号)においては、特定有害物質による農用地の汚染がある場合、都道府県知事は農用地土壌汚染対策地域として指定し農用地土壌汚染対策計画を策定することが定められている。

調査地域は、「土壌汚染対策法」の指定地域、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」の農用地土壌汚染対策地域のどちらにも指定されていないが、「名古屋市環境保全条例」に基づく形質変更時届出管理区域の指定が 1 箇所指定されている。

また、「名古屋市環境保全条例」において特定有害物質による土壌汚染の有無を判断する土壌汚染等処理基準が定められている。

ク ダイオキシン類

(7) 環境基準(資料 10(p.195) 参照)

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号)に基づき、ダイオキシン類に係る環境基準が定められている。

(1) 規制基準等

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、同法における特定施設からの排出ガス及び排水中のダイオキシン類について、排出基準が定められている。

ケ 景 観

名古屋市は、「景観法」(平成 16 年法律第 110 号)に基づき、良好な景観形成の基準を示す「名古屋市景観計画」を平成 19 年 3 月に策定している。同計画により、名古屋市内全域は、建築行為等(景観計画で対象としているものに限る)を行う場合には「景観法」に基づく届出が必要となるとともに、景観上重要な建造物(景観重要建造物)等の指定などの「景観法」に基づいた各種制度を活用することができる区域(景観計画区域)に指定されている。

景観計画区域で建築物、工作物の新築等を計画する場合は、景観形成基準への適合とともに、工事着工の 30 日前までに届出が必要とされている。なお、本事業は、届出対象の工作物に該当する。

コ 日照障害(資料 11(p.196) 参照)

「建築基準法」(昭和 25 年法律第 201 号)に基づき日影規制が定められている。日影規制の(ろ)欄、(は)欄、(に)欄の該当する区分は、「名古屋市中高層建築物日影規制条例」(昭和 52 年名古屋市条例第 58 号)に基づき指定されている。

また、「中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例」(平成 11 年名古屋市条例第 40 号)により、中高層建築物の建築主等は、建築物により学校、児童福祉施設等に冬至日に日影となる部分を生じさせる場合には、日影の影響について特に配慮しなくてはならないとしている。

(2) 廃棄物関係法令

ア 事業系廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)により、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物を排出する事業者は、産業廃棄物処理基準等に従って適正な処理を行うことが定められている。

また、名古屋市では、前述の法律を補う観点から、「名古屋市産業廃棄物の適正な処理及び資源化の促進に関する条例」(平成 15 年名古屋市条例第 68 号)を制定し、産業廃棄物の適正な処理の確保及び資源化の促進のために必要な事項を定めることにより、循環型社会の形成に寄与するとともに、市民の健康で快適な生活を営むことが出来る良好な環境の保全を図ろうとしている。

イ 建設廃材等

建設工事及び解体工事に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設廃棄物処理指針(平成 22 年度版)」(環境省、平成 23 年)及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」(財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、平成 23 年)に基づき、事業者の責任において適正に処理するとともに、運搬車両ごとにmanifestoを発行することが義務付けられている。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)に基づき、事業者は再生資源を利用するよう努めるとともに、建設工事に係る建設資材廃棄物を再生資源として利用することを促進するよう努めることが義務付けられている。愛知県では、同法第 4 条に基づき、「あいち建設リサイクル指針」(愛知県、平成 14 年)が制定されている。

(3) 自然環境関係法令

ア 自然環境保全地域の指定状況

調査地域において「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号)及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和 48 年愛知県条例第 3 号)に基づき自然環境保全地域に指定された地域はない。

イ 自然公園地域の指定状況

調査地域において「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)及び「愛知県立自然公園条例」(昭和 43 年愛知県条例第 7 号)に基づき自然公園に指定された地域はない。

ウ 都市計画公園等の指定状況

調査地域において「都市公園法」(昭和 31 年法律第 79 号)により指定された都市計画公園及び都市計画緑地の状況を図 4-2-13 に示す。

エ 風致地区の指定状況

調査地域において「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく風致地区に指定された地域はない。

オ 特別緑地保全地区の指定状況

調査地域において「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号)に基づく特別緑地保全地区の状況を図 4-2-13 に示す。

カ 生産緑地地区の指定状況

調査地域において「生産緑地法」(昭和 49 年法律第 68 号)により指定された生産緑地地区の状況を図 4-2-13 に示す。

キ 保安林の指定状況

調査地域において「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく保安林に指定された地域はない。

ク 鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域の指定状況

調査地域において「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)による鳥獣保護区に指定された区域はないが、全域が特定猟具使用禁止区域に指定されている。

出典:「平成 30 年度 愛知県鳥獣保護区等位置図」(愛知県ウェブサイト)

ケ 農業振興地域等の指定状況

調査地域において「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和 44 年法律第 58 号)に基づく農業振興地域及び農用地区域に指定された地域はない。

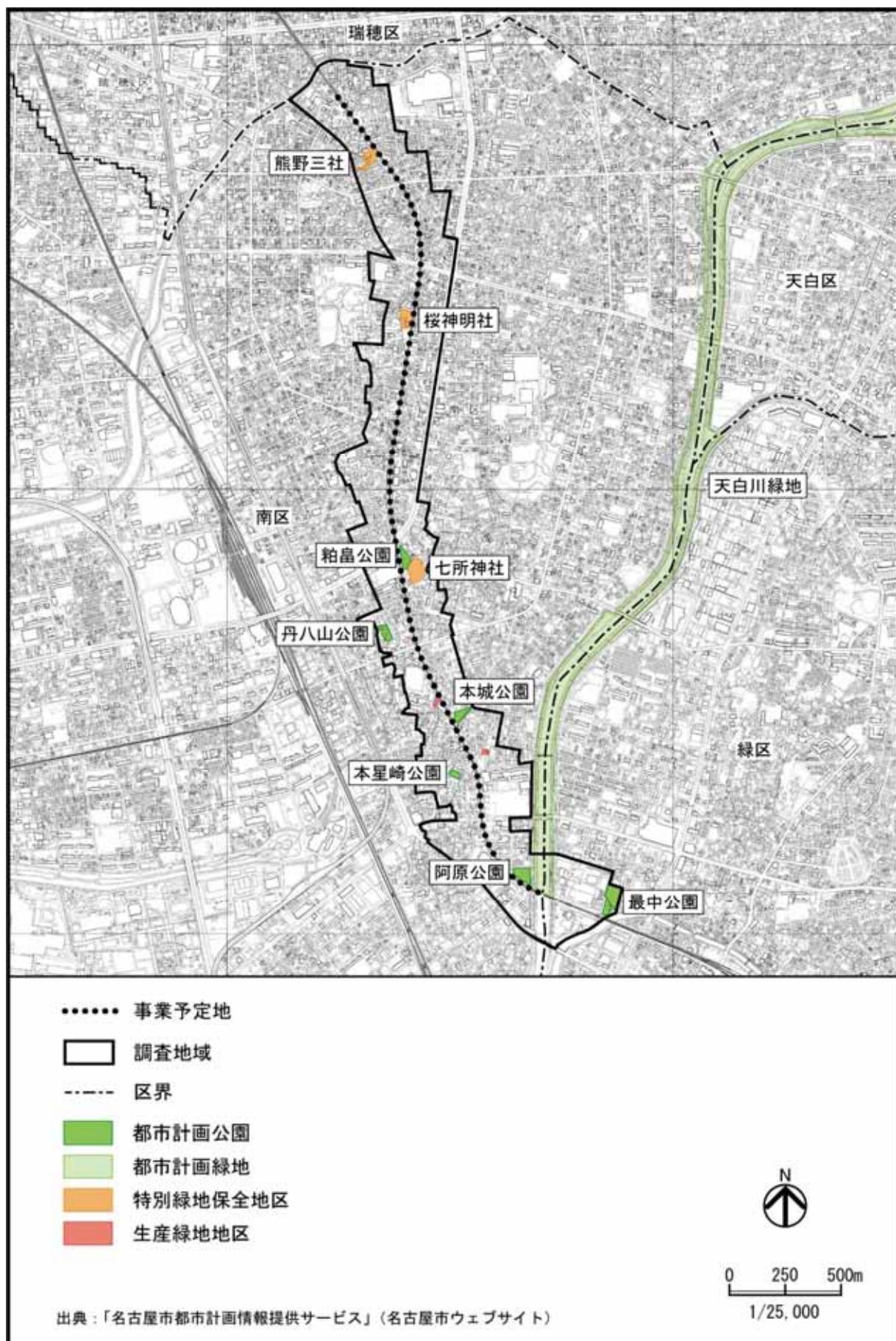


図 4-2-13 自然環境関係法令等による指定状況

(4) 防災関係法令

ア 河川保全区域の指定状況

調査区域において「河川法」(昭和 39 年法律第 167 号)に基づく河川保全区域に天白川が指定されており、河川区域より 18m の区域が指定されている。

出典:「名古屋市内における河川保全区域のある河川」(名古屋市ウェブサイト)

イ 砂防指定地の指定状況

調査地域において「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号)により砂防指定地に指定された地域はない。

ウ 地すべり防止区域の指定状況

調査地域において「地すべり等防止法」(昭和 33 年法律第 30 号)により地すべり防止区域に指定された区域はない。

エ 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

調査地域において「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号)に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所を表 4-2-11 及び図 4-2-14(1)に示す。

表 4-2-11 急傾斜地崩壊危険区域の状況

区域名	がけの形態		土質
	角度(度)	高さ(m)	
南区朝拝区域	40	7	砂利粘土
南区呼続二丁目区域	30	8	砂利混り土

出典:「名古屋市地域防災計画 ⑥付属資料編」(名古屋市、平成 30 年)

オ 土砂災害警戒区域の指定状況

調査地域において「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号)に基づく土砂災害警戒区域等に指定された区域を図 4-2-14(1)に示す。

カ 災害危険区域の指定状況

調査地域において「建築基準法」第 39 条に基づく「名古屋市臨海部防災区域建築条例」(昭和 36 年名古屋市条例第 2 号)により建築を制限された区域はない。

キ 防火地域等の指定状況

調査地域において「都市計画法」に基づく防火地域等に指定された区域を図 4-2-14(2)に示す。

ク その他

調査地域は、台風に伴う高潮による浸水が最大 2～5m と想定されている。

また、東海・東南海地震による液状化危険度の高い地域になっている。

出典:「愛知県高潮浸水想定公表について」(愛知県ウェブサイト)

「愛知県防災学習システム」(愛知県ウェブサイト)

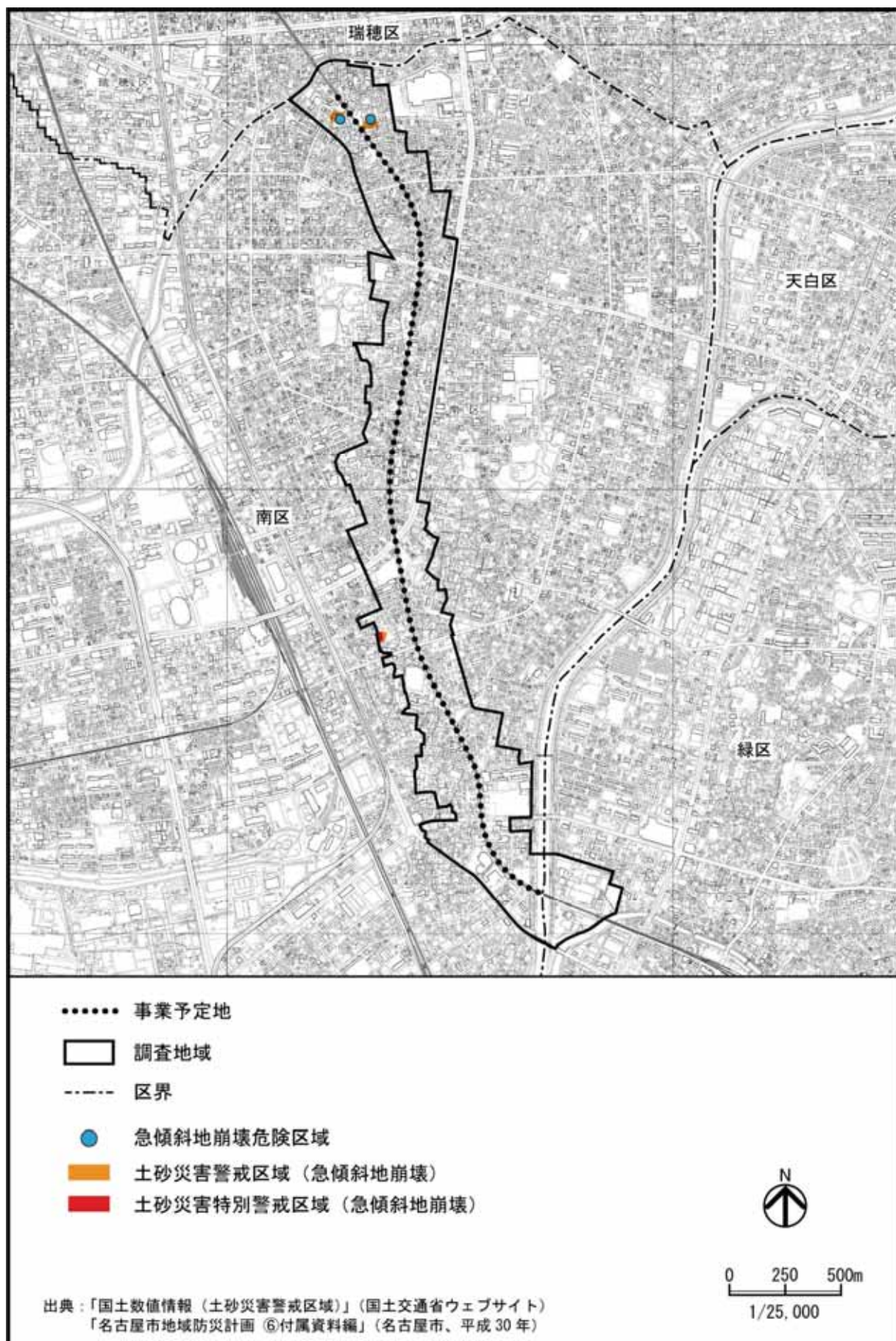


図 4-2-14 (1) 防災上の地域指定状況（急傾斜地崩壊危険区域等）

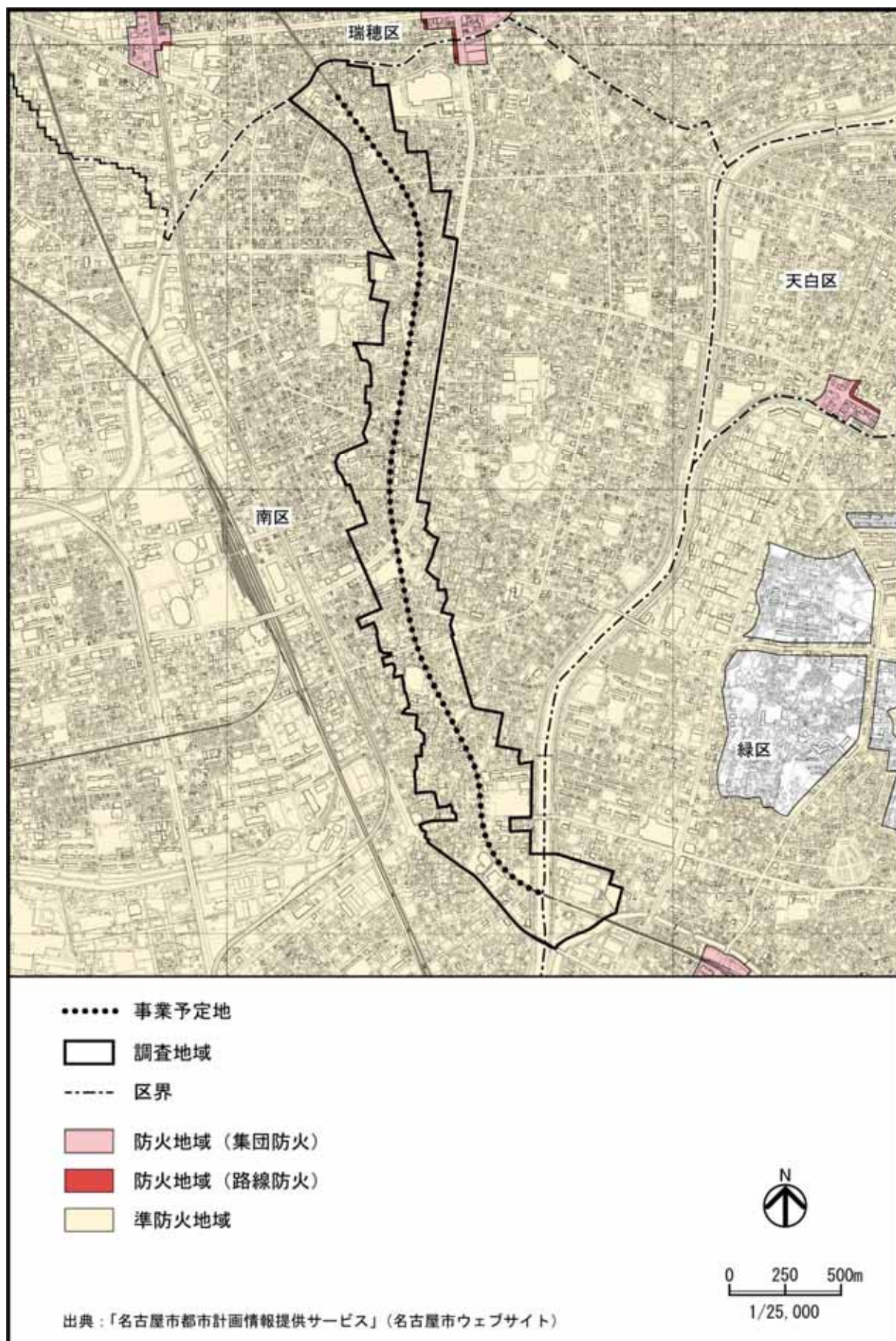


図 4-2-14 (2) 防災上の地域指定状況 (防火地域等)

4-2-7 環境保全に関する計画等

(1) 環境保全に関する計画等

ア 愛知地域公害防止計画

愛知県は、「環境基本法」に基づき、「愛知地域公害防止計画」を平成 23 年度に策定している。策定地域は、名古屋市をはじめ 7 市が含まれている。なお、計画の実施期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間となっている。

イ 愛知県環境基本計画

(ア) 環境保全に係る方針

「愛知県環境基本計画」は、「愛知県環境基本条例」(平成 7 年条例第 1 号)第 9 条に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されている。社会情勢の変化や環境政策の多様化を踏まえて、持続可能な社会の構築にむけて環境保全の取組を進めるため、平成 26 年 5 月に「第 4 次愛知県環境基本計画」が策定された。

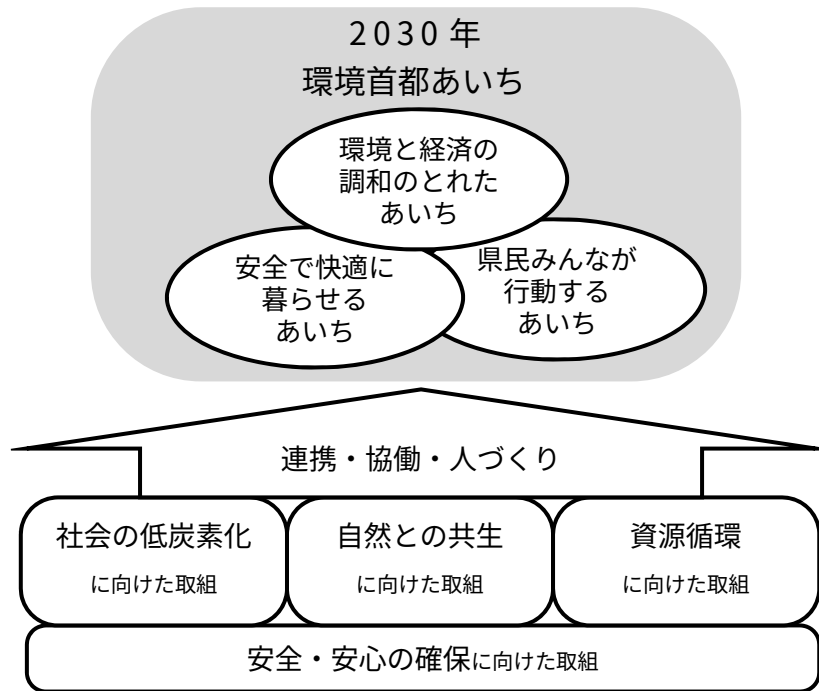
「第 4 次愛知県環境基本計画」では、表 4-2-12 のとおり、計画の目標を「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』」と定め、「3 つのあいち」づくりを通して目標実現を目指している。

表 4-2-12 計画の目標と実現のための「3 つのあいち」づくり

計画の目標	県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』
目標の実現に向けた 「3 つのあいち」づくり	環境と経済の調和のとれたあいち 我が国の経済をけん引する日本一のモノづくり地域として、あらゆる経済・産業活動において常に環境に配慮した取組が積極的に実施され、良好な環境のもとで持続的に発展する地域。
	安全で快適に暮らせるあいち 公害のない安全な生活空間が確保されるとともに、日常生活の中で安らぎや自然の豊かさを実感することができ、すべての県民がいつまでも暮らしていきたいと思える、日本一安全で快適な地域。
	県民みんなが行動するあいち 県民一人ひとりが環境に対する高い意識を持ち、それぞれの立場で、環境配慮行動に日本一活発に取り組む地域。

出典:「第 4 次愛知県環境基本計画」(愛知県、平成 26 年)

「第 4 次愛知県環境基本計画」では、目標実現に向けて、汚染者負担の原則や予防的取組の実施といった環境政策における基本的な考え方を踏まえつつ、県の特徴や地域特性に応じた総合的な施策展開を図 4-2-15 のとおり図っている。



出典:「第4次愛知県環境基本計画」(愛知県、平成26年)

図 4-2-15 目標の実現に向けた環境施策展開のイメージ

(1) 環境保全に関する取組

「第4次愛知県環境基本計画」に定めた目標実現に向けた「3つのあいち」づくりと施策展開の考え方を踏まえ、「安全・安心の確保」、「社会の低炭素化」、「自然との共生」及び「資源循環」の4つの取組分野ごとに、平成32年度までに取り組むべき施策の方向性を図4-2-16に示す。

2020年度までの環境施策の方向	環境と経済の調和のとれたあいち	安全で快適に暮らせるあいち	県民みんなが行動するあいち
安全・安心の確保に向けた取組分野	■事業者による自発的・積極的な環境負荷の低減 ・環境マネジメントシステムの導入支援など、自発的な環境配慮の促進 ・環境影響評価制度の促進 ■化学物質の自主的な管理 ・事業者の自主的な化学物質の適正管理の促進	■健康で安全な暮らしができる環境の確保 ・各種環境法等に基づき工場・事業場への規制・指導 ■非常時の環境汚染に対する体制の構築 ・工場等における火災・事故などを想定した、行政・事業者によるマニュアル等の整備・見直し	■身近な環境における気づきと行動の促進 ・身近な川の水の汚れ具合や、市内の生きものの調査などを行う水質・水環境調査事業の実施 ■環境学習の機会的な推進 ・愛知環境学習啓発行動計画に基づく機会的な環境学習の推進
社会の低炭素化に向けた取組分野	■事業活動に伴う温室効果ガス排出量の抑制 ・事業者による自主的な排出削減取組の促進 ■社会の低炭素化に貢献する製品製造と新たな環境産業の創出 ・環境負荷低減やエネルギー関連の先進的な実証実験・技術開発の支援	■再生可能エネルギーの利用促進によるエネルギーの地産地消 ・太陽光発電施設等の導入促進 ■建物のエネルギー利用の削減と社会の実現 ・次世代自動車等先進エコカーの導入促進、充電インフラなど次世代自動車のインフラ整備の促進 ■環境負荷の少ない快適な都市・地域基盤づくり	■社会の低炭素化に向けた意識とライフスタイルの変革 ・CO ₂ 排出量の「見える化」(エネルギー使用に伴うCO ₂ 排出量を把握する「環境実証計画」等)の普及促進 ■環境負荷の少ない商品やサービスの購入の促進 ・「グリーン購入」の普及促進
自然との共生に向けた取組分野	■生物多様性の保全と開発・事業活動との調和 ・開発などにおいて、自然への影響を回避、最小化した上で生態系ネットワークの形成に寄与するよう、開発区域内のみならず、区域外も含めて自然の保全・再生を促すための「環境負荷低減の仕組み」である「あい・もみエーゲン」の導入	■生態系ネットワークの形成を基盤とした自然環境の保全 ・生態系ネットワークの形成(地域の生態系ネットワーク協議会の設置及び取組)の推進 ■豊かな伊勢湾・三河湾の環境の保全・再生 ・「三河湾環境再生プロジェクト」の推進	■生物多様性の確保(自然の恵み)への理解と保全に向けた実践行動の促進 ・NPOなどが実施する森と緑の環境保全活動や環境学習への支援 ■健全な水循環の再生に向けた実践行動の促進 ・市町村と連携した市民の生活排水対策活動の普及
資源循環に向けた取組分野	■廃棄物などの未利用資源を地域内で循環させる循環ビジネスの活性化 ・循環ビジネスの発展・創出支援、事業化の支援 ■事業活動に伴う廃棄物の削減 ・多量排出事業者の産業廃棄物処理計画による産業廃棄物減量化の取組促進	■廃棄物の適正な処理と3Rの促進に向けた体制整備 ・市町村におけるごみ排出量の削減や資源循環の取組支援 ■廃棄物の不法投棄などの不適正処理の未然防止 ・排出事業者及び処理業者に対する、産業廃棄物の適正処理の指導の徹底	■ごみの発生抑制・再使用を推進したライフスタイルへの変革 ・「リデュースとリユースの実践例の紹介等による『もったいない』の精神の普及啓発 ■地域に根ざした環境美化活動への参加 ・協働による地域の環境美化の取組促進

出典:「第4次愛知県環境基本計画」(愛知県、平成26年)

図 4-2-16 2020年度までの環境施策の方向

ウ 名古屋市環境基本計画

(7) 計画の位置付け

「第3次名古屋市環境基本計画」(名古屋市、平成23年)は、環境行政を推進する上で、中心的な役割を担う環境面における総合的な計画である。

2050年を見据えた「水の環復活」、「低炭素都市」、「生物多様性」の3つの長期戦略を踏まえて「2050年の環境都市ビジョン」を描き、それに向けた今後10年間の施策の方向性と主な施策を示している。

(1) 計画目標

名古屋市がめざす環境都市ビジョンとして「土・水・緑・風が復活し、あらゆる生命が輝くまち」を掲げており、これを実現していくために4つの環境都市像を表4-2-13のとおり定めている。

表 4-2-13 名古屋市の環境都市像

環境都市像	環境まちづくりの方向性
健康安全都市	大気と水環境が良好な状態にあり、健康で安全、かつ快適な生活環境が保全されているまち
循環型都市	廃棄物などの発生抑制や資源の循環利用、適正処理が促進され、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が最小限に抑えられているまち
自然共生都市	生態系ネットワークが広がって、健全な水循環が回復し、豊かな水と土・緑、多様な生きものが身近に感じられるまち
低炭素都市	自然エネルギーなどの利用が促進され、ライフスタイル・ビジネススタイルの省エネルギー化が進むなど、少ないエネルギー消費で快適な生活ができるまち

出典:「第3次名古屋市環境基本計画」(名古屋市、平成23年)

エ 名古屋市一般廃棄物処理基本計画

「名古屋市第5次一般廃棄物処理基本計画」(名古屋市、平成28年)は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理について定める長期計画である。計画期間は、2016年度～2028年度で概ね5年で見直すこととなっている。

(2) 地球温暖化防止に関する取組状況

ア 愛知県の取組

(7) あいち地球温暖化防止戦略 2030

愛知県では、京都議定書の発効に先立ち「あいち地球温暖化防止戦略」を平成 17 年 1 月に策定し、その後平成 24 年 2 月に「あいち地球温暖化防止戦略 2020」へ改定し、地球温暖化防止に関する取組を総合的かつ計画的に取り組んできた。その後、京都議定書に代わる新たな国際的枠組みである「パリ協定」の採択・発効や、我が国における 2030 年度までの温室効果ガス排出量削減目標設定とその目標達成のための「地球温暖化対策計画」の閣議決定など、社会情勢に大きな変化があった。

愛知県では、こうした社会情勢の変化等に対応し、新戦略として「あいち地球温暖化防止戦略 2030」を平成 30 年 2 月に策定した。

この戦略では、温室効果ガス排出量の低減により地球温暖化の抑制に取り組む「緩和策」とともに、それでも避けられない影響に対して被害を最小限にとどめるよう「適応策」に取り組む、としている。また、2050 年頃に持続可能な低炭素社会を実現することを長期的な目標とし、2030 年度における愛知県内からの温室効果ガス排出量を、2013 年度と比べて 26%削減するという目標が示されている。愛知県における施策体系を表 4-2-14 に示す。

表 4-2-14 温室効果ガス対策 (愛知県)

取組分野		県の施策の方向性
1 「暮らし」における低炭素化 【家庭部門対策】		■低炭素型のライフスタイルへの転換を促進する ■家庭のエネルギー消費を削減する ■環境に配慮した住宅を普及する
2 「事業活動」における低炭素化 【産業・業務部門対策】		■大規模事業者による低炭素型の事業活動を促進する ■中小規模事業者による低炭素型の事業活動を促進する ■環境に配慮した建築物を普及する ■低炭素型の技術・製品・サービスの提供を促進する ■農林水産業の省エネ化を促進する ■行政による率先取組を推進する
3 地域環境の 低炭素化	3-1 「自動車利用」における低炭素化 【運輸部門対策】	■環境負荷の低い交通・運輸への転換を促進する ■自動車使用に伴う環境負荷を低減する
	3-2 「地域」における低炭素化	■環境負荷の小さな都市づくりを推進する
	3-3 「再生可能エネルギー等」の利活用 の推進	■太陽エネルギーの恵みを有効活用する ■未利用資源・エネルギーなど地域の資源を活用する ■水素社会の実現に向けた取組を推進する ■環境・新エネ分野の産業振興を推進する
4 その他の温 室効果ガス の削減対策	4-1 廃棄物由来の二酸化炭素対策	■廃棄物の排出量や処分量を抑制する ■廃棄物を資源として活用する
	4-2 代替フロン等の対策	■フロン類の排出を抑制する
5 温室効果ガスの吸収源対策		■森林の持つ多面的機能を発揮させる ■吸収した CO₂を長期間貯蔵する ■身近な吸収源を確保する
6 低炭素社会の形成に向けた「人づくり(環境学習・教育)」		■低炭素型の価値観を形成する ■指導者や専門的な技術・知識を持つ人材を育成する

出典:「あいち地球温暖化防止戦略 2030」(愛知県、平成 30 年)

イ 名古屋市の取組

(7) 低炭素都市 2050 なごや戦略

名古屋市では、低炭素で快適な都市なごやを目指して、平成 21 年 11 月に「低炭素都市 2050 なごや戦略」を策定した。この戦略では、名古屋の自然や風土を生かしたまちづくりを進め、1990 年度比で 2050 年までの長期目標として温室効果ガス 8 割削減、2020 年(平成 32 年)までの中期目標として 25% 削減に挑戦することを掲げている。

(1) 低炭素都市なごや戦略実行計画

名古屋市は、平成 30 年 3 月に「低炭素都市なごや戦略第 2 次実行計画」を策定した。本計画は、上記(ア)の将来像や削減目標の実現に向けた 2030 年度までの実行計画であり、目標年度(2030 年)までに温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 27%、最終エネルギー消費量を 2013 年度比で 14%削減することを目標にしている。

(3) 景観に関する計画等

ア 美しい愛知づくり基本計画

愛知県は、平成 18 年 3 月に「美しい愛知づくり基本方針」を策定し、同時に基本理念及び施策の策定の基本となる「美しい愛知づくり条例」を制定した。また、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 19 年 3 月には「美しい愛知づくり基本計画」を制定した。さらに平成 21 年 3 月には、「愛知県公共事業景観整備指針(案)」が指定されている。「美しい愛知づくり基本計画」では、表 4-2-15 のとおり、基本目標と分野別の目標が示されている。

表 4-2-15 美しい愛知づくり基本計画の目標

■基本目標	未来につなぐ緑豊かな“美しい愛知”	
	■分野別の目標	多様な生物が共存する『自然景観』 ～変化に富んだ地形と生物多様性を支える自然環境を守ります～
		武家文化や近代化遺産が伝える『歴史景観』 ～先人達が築いてきた尾張や三河の歴史・文化を伝え残します～
		心の豊かさを映し出す『生活景観』 ～身近な文化を守り、育て、潤いと安らぎのある生活環境を創出します～
		「モノづくり」の活力が創り出す『産業景観』 ～産業により創出される特色ある景観を守り、育みます～

出典:「美しい愛知づくり基本計画」(愛知県ウェブサイト)

イ 名古屋市における景観に関する計画等

「名古屋市都市景観条例」(昭和 59 年名古屋市条例第 17 号)は、都市空間がすべての市民にとってかけがえのない共有財産であるとの認識のもとに名古屋のまちをさらに美しく魅力にあふれた快適な都市に育て、これを次世代の市民に引き継いでいくために制定された。さらに、良好な景観を形成するための方針、建築物等を建築する場合に守るべき景観形成上の基準、景観上重要な建造物・樹木の指定方針などを定めた「名古屋市景観計画」を平成 19 年に策定している。

名古屋市は全域が景観計画区域に指定されている。